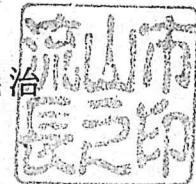


第4号様式

流家 第2038号  
令和5年 3月30日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

| 報告年月日・番号     | 令和5年2月16日・流監第122号 |   |   |
|--------------|-------------------|---|---|
| 監査の種別        | 定期監査・行政監査         |   |   |
| 部課等名         | 区分                | 指摘事項等   | 措置事項  |
| 子ども家庭部子ども家庭課 | 指摘                | 随意契約に際しては予算執行伺書（A）の決裁により業者を選定し、見積書を徴取すべきところであるが、見積書を徴取する時期に適正を欠く事案があった。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。 | 流山市契約事務取扱要領を課内で回覧し、遵守することを指導するとともに、予算執行伺書作成の際は、事前に複数人で内容等を確認するよう指導した。 |

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。